

実は 身近な問題「産業廃棄物」について考えてみましょう

私たちの暮らしからも発生する産業廃棄物は、全てをリサイクルすることはできません。最後まで残った燃え殻、汚泥などは、県内に広く受け入れ可能な管理型最終処分場がないため、県外の処分場に頼っています。

県内の事業者が持続的に産業廃棄物の処分が行えるようにする責任が県にはあり、管理型最終処分場の設置に向けて取り組んでいます。

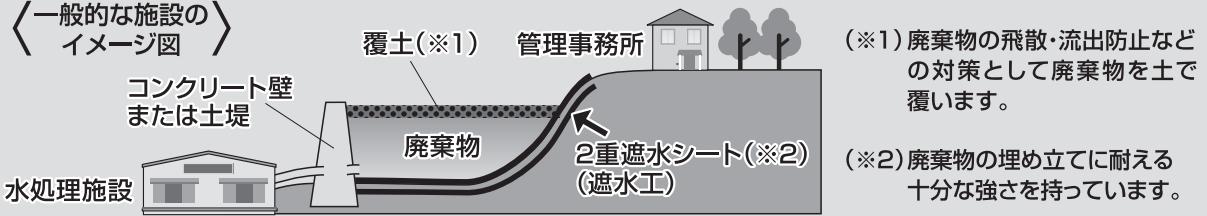
管理型最終処分場ってどんな施設なの?

分解したり変質したりする燃え殻、汚泥、木くず、繊維くずなどの産業廃棄物は、汚水が外に漏れ出ない構造の「管理型」の施設で処分しなければなりません。

管理型最終処分場

燃え殻など埋め立て後に汚水が出るものを埋め立てる処分場で、専用のシート(国の基準では2重遮水シート)を張って汚水が外に漏れない構造の処分場です。発生した汚水は水処理施設に集め、きれいにします。

一般的な施設のイメージ図



施設を設置する際は、国が定める基準を満たすことを県が確認し、許可します。

また、施設の稼働後も、処分場が適切に運営されているか、県が法令に基づいてチェックします。(県東部の施設の許可及びチェックは、鳥取市が行います。)

最終処分場は、ずっと使い続けるの?

〈処分場の廃止〉

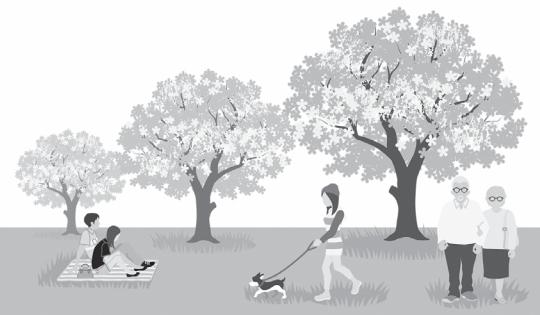
埋め立てが終了し、国が定める廃止基準を満たした後、廃止申請され、県が確認します。

特に管理型最終処分場は、自然の作用(空気、水、微生物など)によって、時間をかけて埋め立てられた廃棄物を安定した状態にかえ、周辺環境に悪影響を与えるなくなることを確認(水質やガスなどを検査)してから廃止します。

〈跡地の扱い〉

廃止後の跡地では、公園として地域の憩いの場に利用されている事例もあります。

なお、廃止後の安定した状態の地下の廃棄物が跡地利用によって掘り起こされることがないように、処分場の跡地を県が指定区域とし、土地を掘削する工事などを制限しています。



*産業廃棄物最終処分場については、「最終処分場の必要性」として県のホームページにも掲載しています。



問い合わせ先

県庁 循環型社会推進課 電話:0857-26-7681 FAX:0857-26-7563

最終処分場の
必要性について
はこちちら



前2回の内容はこちちら

